

事業概要

令和5(2023)年8月

公益財団法人 板橋区産業振興公社

ま え が き

令和4年度は、コロナ渦に加え、ウクライナ情勢の長期化等による物価高騰の影響も相まって、区民生活や中小企業の経営は厳しい状況が続きました。

その一方で、板橋区民まつりや板橋農業まつりの再開など、まちのにぎわいを取り戻しつつあることを感じられた一年でもありました。

そのような中で、板橋区産業振興公社では、DXやSDGsなど時代に即した優れた企業を表彰する「いたばし人と未来を創る会社賞」の創設や、デジタルツールによる生産性向上の取組に対する助成の拡大など、時勢を捉えた支援に注力してまいりました。

社会経済活動の正常化に向けた動きがさらに加速する現状にあっても、原材料価格の高騰など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

今年度は、令和5年3月に策定した「経営計画2025」において掲げる“頑張る企業を応援する”という公社の経営方針のもと、公社の強みでもある機動的かつ弾力的な経営支援を一層進めてまいります。

板橋区産業振興公社では、区内企業の持続的発展を支援するため、支援事業のブラッシュアップを行い、地域産業の活性化に向けて全力を尽くしてまいります。

区や産業関連団体、信用金庫等の金融機関ほか、関係の皆様には、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年8月

公益財団法人 板橋区産業振興公社

理事長 坂本 健

目 次

	ページ
○ 令和4年度事業報告	
1 調査・研究・情報発信に関する事業 2
2 経営支援に関する事業 3
3 取引拡大・交流推進に必要な事業 5
4 技術開発支援に関する事業 9
5 事業者の人材の確保・育成に関する事業	. . . 11
6 勤労者福祉の増進に関する事業	. . . 12
7 信用保証に関する事業	. . . 13
8 他法人等から受託する事業	. . . 14
9 その他会社の目的を達成するために 必要な事業	. . . 14
・ 信用保証に関する事業実行状況（別掲）	. . . 15
・ 会議等開催状況	. . . 16
・ 附 属 明 細 書	. . . 18
○ 令和4年度決算報告	
・ 正味財産増減計算書	. . . 20
・ 貸 借 対 照 表	. . . 23
・ 財務諸表に対する注記	. . . 24
・ 附 属 明 細 書	. . . 26
・ 財 産 目 録	. . . 27
・ 監 査 結 果	. . . 29
○ 令和5年度事業計画・収支予算	
・ 令和5年度事業計画	. . . 32
・ 収 支 予 算 書	. . . 38
〔資 料〕	
・ 公社組織図及び事務分掌	. . . 42
・ 役 員 名 簿	. . . 43
・ 評 議 員 名 簿	. . . 44
・ 定 款	. . . 45
・ 役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程	. . . 54
・ 沿 革	. . . 58

事業報告

令和4年度

公益財団法人 板橋区産業振興公社

令和4年度事業報告

※評価標語について

A<目標以上>：目標以上に事業を実施した事業

B<順調>：目標達成に向け順調に進捗し、事業の継続により目標達成が見込める事業

C<維持>：必ずしも上向き傾向ではないが、ある程度のレベルで進捗し、事業の継続により目標達成が期待できる事

D<停滞>：目標に対して進展していない事業

1号事業 調査・研究・情報発信に関する事業

事業名	企業情報の収集・発信
計 画	訪問等により区内中小企業の事業環境や近況、課題等を収集するとともに、逐次データベースに収録することで情報共有を図り、効果的な企業支援のために利活用する。 令和5年度の区と公社との事業再編を見据え、当該データベースの再構築を行う。
実施内容	企業及び製品検索サイト「板橋区産業データベース(一部公開)」の利活用及び再構築 産業データベース登録件数：公開 426件 非公開 3,402件 移転 247件 廃業 1,243件【合計 5,318件】
事業費	13,732,363円 【3年度 4,003,185円 (前年度比9,729,178円)】
短 評	評価・B<順調> 企業サポートコーディネーターによる巡回訪問及び各種助成金の活用等により、新規登録件数は引き続き増加傾向である。

(1号事業)

事業名	各種広報媒体の活用による情報提供活動
計 画	① 産業情報紙の発行(年1回) ② ビジネスサポートガイドの発行(年1回) ③ メールマガジンによる情報発信(月2回) ④ ホームページ・SNS、新聞等、各種メディアを活用した情報発信
実施内容	① 産業情報紙の発行(年1回) 1月発行(10,000部) ② ビジネスサポートガイドの発行(年1回) 3月発行(1,500部) ③ メールマガジンによる情報発信(月2回) 25回発行 登録数2,441件(令和5年3月31日現在) ④ ホームページ・SNS、新聞等、各種メディアを活用した情報発信

	きたシティに広告掲載 7-8月号 10万部 日刊工業新聞に広告掲載 3/16号
事業費	1,249,360円 【3年度 1,142,284円（前年度比107,076円）】
短評	<p>評価・B<順調></p> <p>産業情報紙では、「実践型創業マスタースクール」の受講者に取材を行い、事例紹介をするとともに、公社事業の周知も行った。</p> <p>メールマガジンの登録者数が昨年度末に比べ、500件余り増加した。</p> <p>また、SNSを中心に、公社事業を適切なタイミングで発信や特長のある区内企業を紹介する等、情報発信を積極的に行った。</p>

2号事業 経営支援に関する事業

事業名	経営支援事業
計画	<p>① 専門家派遣（企業経営の課題解決に向けた総合相談、国・都等の補助金申請支援、区内中小企業等が実施する勉強会・セミナー等への講師派遣など）275件</p> <p>② 創業マスタースクール事業 5日（オンライン4日・対面1日）×5回</p> <p>③ 板橋区簡易型BCP策定支援（新規15社、フォローアップ支援20社）</p> <p>④ 人材確保支援事業（派遣50回、就業規則策定支援2件）</p> <p>⑤ 支援機関研修会（1回）・金融機関勉強会等の開催</p>
実施内容	<p>① 専門家派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣相談実績210件、セミナー3件 内訳：中小企業診断士101件、社会保険労務士27件（人材確保を含む）、行政書士3件、弁理士6件、弁護士14件、司法書士4件、税理士11件（インボイス相談を含む）、その他コンサルタント47件 ・国・都等の補助金申請支援（ものづくり補助金等相談会・3月実施）23件 <p>② 創業マスタースクール事業 4分野 4日×5回 5・7・9・11・2月開催 受講人数延べ471人</p> <p>③ 板橋区簡易型BCP策定支援 新規策定3社（申込み6社）、フォローアップ13社</p> <p>④ 人材確保支援事業（派遣7回、就業規則策定支援1社）</p> <p>⑤ 支援機関研修会の開催 支援機関研修会（3月10日） 参加人数：95人</p>
事業費	6,757,441円 【3年度 10,433,269円（前年度比△3,675,828円）】
短評	評価・C<維持>

	<p>国や東京都が実施する中小事業者支援事業は、新型コロナウイルス対策からポストコロナを見据えた内容に移行しつつあり、公社でもインボイス個別訪問相談を行うなど、ニーズに応じてきめ細かい支援を実施した。</p> <p>創業マスタースクールは、有料化やオンライン化を進めてリニューアルを行い、受講者枠を拡大した。</p> <p>BCP策定支援事業は、新型コロナウイルスの影響により目標件数には達しなかったが、策定済み事業者に対して積極的にフォローアップ支援を行い、BCPの解説動画を制作して策定の重要性や事業の周知に努めた。</p>
--	--

(2号事業)

事業名	セミナー
計画	<p>① 各種セミナー（6回程度）</p> <p>② ビジネスセミナー等（3回程度）</p>
実施内容	<p>① ECサイト導入セミナー 5月9日～動画配信 再生回数322回（令和5年3月31日現在）</p> <p>② 展示会出展支援セミナー 6月17日オンライン開催 15人視聴 アーカイブ配信再生回数35回</p> <p>③ DX実践セミナー 8月23日開催 51人参加</p> <p>④ ここからはじめる創業入門セミナー 2月22日オンライン開催 17人受講</p> <p>⑤ 開発支援セミナー 3月3日オンライン開催 29人視聴</p> <p>⑥ 改正電子帳簿保存法のポイント 3月10日～動画配信 再生回数140回（令和5年3月31日現在）</p>
事業費	351,540円 【3年度 541,174円（前年度比△189,634円）】
短評	<p><u>評価・B<順調></u></p> <p>中小企業を取り巻く情勢の変化に応じて課題解決や支援につながるテーマを設定し、各種セミナーを開催した。昨年度に引き続きオンラインや動画配信を活用し、普及啓発を図った。</p>

(2号事業)

事業名	優良企業顕彰事業〈いたばし人と未来を創る会社賞〉
計画	<p>いたばし働きがいのある会社賞の課題であった審査基準及び費用面を改善し、より応募・受賞がしやすい仕組みを構築した。令和4年度は新しい表彰事業を広く周知し、応募・受賞企業の増加に向け取り組む。</p> <p>① いたばし人と未来を創る会社賞セミナー・特別講演</p>

	② いたばし人と未来を創る会社賞の運営
実施内容	① いたばし人と未来を創る会社賞セミナー・特別講演 区へ事業移管するにあたり、令和5年度の募集時に区において実施することとなった。 ② いたばし人と未来を創る会社賞の運営 応募8社 表彰7社
事業費	2,388,645円 【3年度 197,936円（前年度比2,190,709円）】
短評	評価・A<目標以上> DXやSDGsなど時代に即した優れた取組を行う企業を表彰できるようにするため、「いたばし人と未来を創る会社賞」を創設した。広く事業の周知を行った結果、表彰企業数が大幅に増加し、1社（前回実施の令和元年度）から7社となった。また、いたばし産業見本市にて表彰式を行ったほか、区広報媒体において表彰企業の優れた取組を発信することができた。

(2号事業)

事業名	知的財産権・ISO助成事業
計画	特許権・実用新案権・商標権・意匠権取得経費（1/3 限度額20万円）12件 ISOシリーズの取得経費（1/3 限度額20万円）2件
実施内容	① 特許権・実用新案権・商標権・意匠権取得経費（1/3 限度額20万円） 20件（特許権5件、商標権12件、意匠権1件、実用新案2件） ② ISOシリーズの取得経費（1/3 限度額20万円）2件
事業費	2,130,100円 【3年度 1,358,980円（前年度比771,120円）】
短評	評価・C<維持> 知財助成は、商標権を中心に昨年度を上回る申請があり、問い合わせも年間を通じて受けている。ISO助成については、数年ぶりに2件申請があったが、東京都の助成制度と重複している部分があるため今年度をもって終了する。

3号事業 取引拡大・交流推進に必要な事業

事業名	いたばし産業見本市事業
計画	① 区内製造業を中心としたビジネス展示会 日程：令和4年11月10日（木）・11日（金） 会場：植村記念加賀スポーツセンター及びオンライン ② 新しい生活様式を見据え、効果的なマッチング機会を創出する企業 展示や中小企業の経営革新や技術革新を醸成するセミナーの開催 来場者数：約2,000人 出展者数：約100企業・団体

	※いずれもオンラインを含む
実施内容	<p>① 区内製造業を中心としたビジネス展示会（会場・オンライン開催） 会期：11月10日（木）～11日（金）【会場】 11月1日（火）～30日（水）【オンライン】 会場：植村記念加賀スポーツセンター及びオンライン 出展者数：97企業・団体 来場者数：1,548名 オンライン来場者数：39,458PV</p> <p>② 中小企業の経営革新や技術革新を醸成するセミナーの開催 【基調講演】 (1)レクサスのブランド戦略 (2)中小企業モノづくりの活性化 【いたばし人と未来を創る会社賞 受賞記念イベント】 (3)モデレーターと受賞企業2社によるパネルディスカッション 【特別セミナー】 (4)創業100年のメーカーが生み出したIoT 文具 「しゅくだいやる気ペン」開発秘話 参加者数：(1)35人、(2)22人、(3)16人、(4)34人 【板橋区ユニバーサルデザイン推進係×キッズデザイン協議会】 キッズデザイン賞受賞作品及び中小企業等の受賞作品を展示 【いたばし技術の未来へ】生徒作品展示ブース 都立北豊島工業高等学校、都立中央・城北職業能力開発センター板橋校、 CLARK NEXT Tokyo の3校による生徒作品を展示</p>
事業費	25,126,819円 【3年度 25,240,167円（前年度比△113,348円）】
短評	<p>評価・B<順調></p> <p>新型コロナ感染状況の一服感から、市井の展示会は、活気を取り戻しつつある。本見本市も、来場者は前年度比約50%の増となり、3年ぶりに開会式及び表彰式を開催することができた。</p> <p>令和5年度から運営事務局が区へ移管されるが、出展者に対する側面支援を引き続き実施していく。</p>

(3号事業)

事業名	区外見本市事業
計画	<p>① OPIE（レーザー・レンズ光総合技術展）出展 期間：令和4年4月20日（水）～4月22日（金） 会場：パシフィコ横浜 区内関連企業を募り出展（6小間）（出展者数：8社）</p> <p>② 製造業を対象としたBtoCにつながる専門展示会出展 出展する展示会は調整中</p>

	③ 専門展示会出展助成 経費の1/2(限度額20万円)を助成する。(年間助成件数20件)
実施内容	① OPIE(レーザー・レンズ光総合技術展)出展 期間:令和4年4月20日(水)~4月22日(金) 会場:パシフィコ横浜 区内関連企業を募り出展(6小間)(出展者数:8社) ② 東京インターナショナルギフト・ショー春2023出展 期間:令和5年2月15日(水)~17日(金) 会場:東京ビッグサイト 区内関連企業を募り出展(6小間)(出展者数:10社) ③ 専門展示会出展助成 助成件数20件
事業費	12,962,994円【3年度 15,143,310円(前年度比△2,180,316円)】
短評	評価・B<順調> 新型コロナ感染状況の一服感により、区内中小企業の出展意欲が、コロナ前に戻りつつある。特に今回初めて出展したギフト・ショーは、約15万人の来場者があり、活況を呈した。出展者の販促効果と満足度も非常に高い結果となった。 展示会出展助成の交付件数についても、前年度比2倍超となった。

(3号事業)

事業名	受発注支援事業
計画	① 企業サポートコーディネーターの巡回等による個別企業情報の収集及び受発注の相談等 2,000件 ② 板橋区ものづくり企業商談会 ③ 個別支援(技術課題解決、経営支援、販路開拓等のサポート) ④ クラウドファンディング活用支援事業助成金 ⑤ 営業活動促進事業助成金 ⑥ ビジネス環境適応事業助成金
実施内容	① 企業サポートコーディネーターの巡回等による個別企業情報の収集及び受発注の相談等 ・巡回等相談件数 5,539件 斡旋107件 ・企業サポートマネージャー 訪問件数600件 ② 板橋区ものづくり企業商談会 10月7日(金)開催(舟渡ホール) 参加社 延べ54社(発注側23社、受注側31社、商談件数98件)

	<p>③ 個別支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓翻訳経費助成 助成件数 1件 ・技術・経営課題解決、販路開拓等のサポート 延べ 17社サポート <p>※（技術大賞フォローアップ含む）</p> <p>④ クラウドファンディング活用支援事業助成金 専門家派遣件数 11件 申請件数 6件 助成件数 5件</p> <p>⑤ 営業活動促進事業助成金 助成件数 154件</p> <p>⑥ ビジネス環境適応事業助成金 助成件数 37件</p>
事業費	60,480,914円【3年度 111,316,260円（前年度比△50,835,346円）】
短評	<p>評価 C<維持></p> <p>企業サポートコーディネーターの巡回訪問件数は、昨年度と同様の水準を維持した。一方、コロナ禍で事業者同士の直接的なマッチング機会が喪失した等の理由により、一時的に増大したコーディネーターによる斡旋件数が、コロナ前の水準に戻りつつある。今後も、ポストコロナにおける区内企業の課題の実態把握と会社からの情報発信を効果的に行っていく。</p> <p>「ものづくり企業商談会」の参加企業数は昨年より増えたものの、受注側と発注側のアンマッチからマッチング件数は減少したため、次年度以降より一層の発注企業招致に努めていく。</p> <p>また、コロナ禍の影響を受け、平時の事業活動が困難な企業等の販路拡大に関する取組や、業務の非対面化及びデジタルツールの導入を前提とした生産性向上・収益力向上への取組等に対する助成金を引き続き実施し、区内事業者の持続化支援を行った。</p>

（3号事業）

事業名	新産業参入支援事業
計画	<p>医療機器産業参入支援、医工連携による製品開発及び製品化の支援</p> <p>① Medtec Japan 2022（医療機器の製造・設計展示会）出展 期間：令和4年4月20日（水）～22日（金） 会場：東京ビッグサイト 区内関連企業を募り出展（4小間）（出展企業：7社）</p> <p>② 医工連携交流会 ③ 医工連携アドバイザー派遣 ④ 医療機器製造業登録等経費助成金 ⑤ 医療機器セミナー</p>
実施内容	<p>医療機器産業参入支援（医工連携による製品開発及び製品化の支援）</p> <p>① Medtec Japan 2022（医療機器の製造・設計展示会）</p>

	<p>出展期間：令和4年4月20日（水）～22日（金） 会場：東京ビッグサイト 区内関連企業を募り出展（4小間）（出展企業：7社）</p> <p>② 東京都・板橋区 医工連携交流会 板橋区内3病院合同開催 帝京大学医学部附属病院、東京都健康長寿医療センター、日本大学医学部附属板橋病院による臨床ニーズ発表、区内企業 PR 1月25日オンライン開催 101人視聴</p> <p>③ 医工連携アドバイザー派遣 3件 ④ 医療機器製造業等登録手数料補助金 2件（製造販売業） ⑤ 医工連携セミナー 2月23日オンライン開催 40人視聴</p>
事業費	3,526,446円 【3年度 2,710,610円（前年度比815,836円）】
短評	<p>評価・B<順調></p> <p>「Medtec Japan」の来場者は前年度より増加し、効果的な商談・交流の機会となった。</p> <p>また、2年ぶりの開催となった「医工連携交流会」において、区内ものづくり企業のPR動画の配信を行ったところ、それをきっかけとしたマッチング依頼があるなど一定の効果があった。</p>

(3号事業)

事業名	異業種交流・連携支援事業
計画	① 会議室提供・講師派遣 ② 事業運営サポート
実施内容	異業種交流・連携支援事業は実施しなかった。
事業費	0円 【3年度 0円（前年度比 0円）】
短評	<p>評価D<停滞></p> <p>異業種交流事業は休止しており、今後の事業のあり方について検討をした結果、令和4年度をもって事業を廃止した。</p>

4号事業 技術開発支援に関する事業

事業名	産業デザイン事業
計画	製品開発・ホームページ作成支援等広告宣伝支援 派遣件数44件
実施内容	製品開発・ホームページ作成支援等広告宣伝支援 派遣件数39件
事業費	643,640円 【3年度 511,640円（前年度比132,000円）】

短 評	<p>評価・C<維持></p> <p>昨年に引き続き、ホームページをはじめとした WEB デザインの相談が多くあり、ほぼ計画どおりの派遣件数となった。</p>
-----	---

(4号事業)

事業名	新製品・新技術開発チャレンジ支援事業
計 画	<p>① 新製品・新技術の開発経費助成 (最大300万円×4件)</p> <p>② 技術系アドバイザー派遣</p> <p>③ 産学公連携研究開発費助成(最大150万円×2件)</p> <p>④ 公設試験研究機関施設利用助成</p> <p>⑤ 産学公連携相談・コーディネイト</p>
実施内容	<p>① 新製品・新技術の開発経費助成(最大300万円×5件) 申請10件 採択5件 ※うち1社事業中止</p> <p>② 技術系アドバイザー派遣 採択企業5社に計14回訪問</p> <p>③ 産学公連携研究開発費助成(最大150万円×2件) 0件助成</p> <p>④ 公設試験研究機関施設利用助成 3件交付</p> <p>⑤ 産学公連携相談・コーディネイト 4件</p>
事業費	10,801,620円 【3年度 14,547,343円 (前年度比△3,745,723円)】
短 評	<p>評価・C<維持></p> <p>開発チャレンジ補助金について、開発完了した4件のうち2件は、即市場投入が可能であり、かつ受注見込のある実用製品化を達成することができた。</p> <p>産学公連携研究開発費助成については1件申請があったものの、研究終了が次年度となるため、助成件数は0件となった。ものづくりのまちとしての活力を維持・発展させるため、今後も大学等の活用という選択肢を広くアピールしていく。</p>

(4号事業)

事業名	製品技術大賞事業
計 画	<p>① 競争力のある優れた製品技術の表彰 応募25件程度想定(うち半数程度受賞見込)</p> <p>② 受賞企業製品PR活動(PR映像制作等)</p>

実施内容	① 競争力のある優れた製品技術の表彰 応募 21 件 受賞 14 件 ② 受賞企業製品PR活動（PR映像制作等） 受賞パンフレット・PR映像制作、工業系新聞掲載、区役所等での展示
事業費	4,131,567 円 【3年度 4,078,085 円（前年度比 53,482 円）】
短評	評価 B<順調> 今年で 20 回目となる「板橋製品技術大賞」は、幅広い分野から 21 件の応募があり、優秀性に加え新規性や市場性などを加味した審査が行われた。その結果、AI 技術を活用して人手不足に対するソリューションを提供する製品をはじめ、感染防止対策製品や脱プラスチックに向けた製品など今日的な課題の解決が期待される製品・技術 14 件の表彰を行った。

5号事業 事業者の人材の確保・育成に関する事業

事業名	勤労者能力開発事業
計画	① 宅地建物取引士講座（20回） ② ファイナンシャルプランナー3級講座（10回） ③ 日商簿記3級講座（12回） ④ ITパスポート講座（10回）
実施内容	① 宅地建物取引士講座（20回） 開催日 5月18日～9月28日（毎週水曜日） 参加者 24人 ② ファイナンシャルプランナー3級講座（10回） 開催日 6月8日～8月10日（毎週水曜日） 参加者 31人 ③ 日商簿記3級講座（12回） 開催日 8月24日～11月9日（毎週水曜日） 参加者 22人 ④ ITパスポート講座（10回） 開催日 10月12日～12月21日（毎週水曜日） 参加者 13人（11月23日を除く）
事業費	623,058 円 【3年度 433,015 円（前年度比 190,043 円）】
短評	評価 B<順調> 令和2年度から始めた IT パスポートは、昨年度から減少したが、他の3講座の参加者数は、前年度より増加し、定員に対して7割以上となっている。

6号事業 勤労者福祉の増進に関する事業

事業名	勤労者福利共済事業
計 画	区内中小企業のための勤労者福利共済事業の実施 ① 給付事業 ② 福利厚生サービス事業（宿泊施設補助、レジャー施設利用あっせん等）
実施内容	区内中小企業のための勤労者福利共済事業の実施 ① 給付事業 548件 ② 福利厚生サービス事業（宿泊施設補助、レジャー施設利用あっせん等） 新型コロナウイルス感染拡大によりボウリング大会等中止、バスツアー参加者縮小で実施、プロ野球観戦券等あっせん事業は参加人数縮小 ハイライフいたばしフェスティバル開催中止 中止された事業に代わり「板橋のいっぴん」買物券配付、産直事業の実施、金券類等の斡旋品目の充実により会員へのサービス提供を行った。 【会員数】 1,909 事業所 6,136人 【納付金】 入会金 70,800円 受取会費 36,983,900円
事業費	64,896,912円 【3年度 58,793,697円(前年度比6,103,215円)】
短 評	評価B<順調> 入会キャンペーン効果により入会者数は増加しているが、退会者数が減少してきたとはいえ、未だに入会者数を上回っている。 事業内容については、昨年度に引き続き、在宅生活や物価高を意識した斡旋品目の充実を図った。 会員からの事業・サービスの評価は変わらず高く、引き続き制度の魅力を発信する機会を充実していくとともに、今後も主催事業・斡旋内容等に新たな企画を取り入れ、魅力向上を図っていく。

(1) 加入状況

時 期	事業所数	加入者数
発 足 時(S60.8.1)	401 所	2,008 人
令和3年3月末日	2,094 所	6,361 人
令和4年3月末日	1,990 所	6,196 人
令和5年3月末日	1,909 所	6,136 人

※令和5年度中の入・退会 入会 50所（528人）、退会 131所（588人）

(2) 会費等の収入

内 容	金額（円）	延人数（人）	月平均（人）
会費等 計	37,054,700	—	—
入会金（加入時に200円）	70,800	354	30
会 費（月額500円）	36,983,900	73,968	6,164

(3) 事業実績

事業名	利用件数(件)	支出金額(円)	収入金額(円)
給付事業(各種祝金等)	548	6,855,000	—
福利厚生事業 計	24,876	58,041,912	38,489,010
宿泊施設等 指定宿泊補助等	1,088	4,583,000	—
レジャー施設 遊園地等 1日フリーパス券割引等	4,525	11,033,860	6,588,500
文化・教養施設 文化会館主催事業補助・割引等	65	163,500	117,400
健康・スポーツ スポーツクラブ利用補助 人間ドック利用補助等	2,640	1,855,100	775,700
あっせん事業 スポーツ観戦チケット割引 美術館、展示会チケット割引等	12,513	37,541,663	30,556,460
主催事業 バスツアー、ライブアップセミナー等	4,045	2,864,789	450,950
雑収入 会員カード再発行・手数料等	289	—	57,260
事業費 合計	25,713	64,896,912	38,546,270
広報費 共済ニュース(7回) 利用ガイド(隔年) その他各種広報	(会員に配布)	4,274,917	—

7号事業 信用保証に関する事業

事業名	信用保証事業〈会社による信用保証は平成16年3月末で終了〉	
計画	① 求償権債権等の回収業務 回収見込み額 3,000千円 その他収益見込額 1,408千円 ② 信用保証条件の変更・保証債務の代位弁済 保証債務 12件 15,500千円	
実施内容	① 求償権債権等の回収業務 求償権回収金 7,000,478円 ② 信用保証条件の変更(返済期間の延長、返済金額の変更等) 保証債務の代位弁済 信用保証料収益 111,812円	141件 10件 0件

事業費	5,474,729 円 【3年度 8,747,069 円（前年度比△3,272,340 円）】
短 評	<p>評価B<順調></p> <p>公社経営計画に基づき、昨年・一昨年度に引続いて債務者の個別事情に応じた債権回収を進め、法的回収でも成果を上げた。また、求償権の償却1件、管理事務停止6件などの債権整理を行った。</p>

※信用保証に関する事業実行状況については15ページに別掲する。

8号事業 他法人等から受託する事業

事業名	板橋区立ハイライフプラザの運営業務
計 画	施設の利用受付に関すること
実施内容	施設の利用受付に関すること
事業費	7,926,626 円【3年度 7,608,842 円（前年度比 317,784 円）】
短 評	<p>評価B<順調></p> <p>板橋区から受託した施設の利用受付業務などを円滑に実施した。</p>

受付実績

内 容	件数（人）
施設見学・相談	2,899 件
電話相談	1,832 件
施設予約・変更	1,324 件
施設業者立会い	338 件
利用案内等	5,741 件
合 計	12,134 件

【参考】区立ハイライフプラザ利用実績

区 分	回 数	人 員
ホール	2,344	82,376
会議室	715	9,192
合 計	3,059	91,568

9号事業 その他会社の目的を達成するために必要な事業

事業名	板橋区及び産業団体主催事業への後援・協賛
計 画	産業団体の各種事業後援 等
実施内容	産業団体の各種事業後援 等 共催1件 後援名義5件

信用保証に関する事業実行状況(別掲)

(1) 保証債務残高

9件 12,539,000円

(2) 条件変更実行状況

返済方法の変更 10件

(3) 信用保証料状況

収入額 111,812円 保証料収入総額 2,303,340,098円

(4) 当該年度代位弁済状況

なし

(5) 代位弁済額・求償権回収状況

(単位：円)

	代位弁済				求償権回収金	
	代位弁済額		総額		回収金額	総額
	件数	金額	件数	金額		
平成30年度	0	0	2,034	4,132,966,675	28,001,967	1,631,509,420
平成31年度	0	0	2,034	4,132,966,675	20,544,883	1,652,054,303
令和2年度	0	0	2,034	4,132,966,675	12,779,352	1,664,833,655
令和3年度	0	0	2,034	4,132,966,675	3,348,916	1,668,182,571
令和4年度	0	0	2,034	4,132,966,675	7,000,478	1,675,183,049

(6) 求償債権償却

(単位：円)

	令和4年度		令和3年度	
	件数	償却額	件数	償却額
① 破産宣告等法的手続開始	0	0	0	0
③ 死亡・失そう・行方不明等	0	0	1	54,341
④ 事業再起不能	1	5,206,522	3	1,975,756
(③うち、一括弁済による債務免除)	(0)	0	(0)	0
合計	1	5,206,522	4	2,030,097

(7) 代位弁済債権(求償債権)の管理状況

代位弁済額総額(昭和52年~令和4年度) 2,034件 4,132,966,675円			
回収金 1,675,183,049円	管理停止 1,260件 2,434,206,578円	管理中の債権 13件(元本返済2件を除く) 23,577,048円	
		償却管理求償債権 5件 9,654,272円	通常管理求償債権 8件 13,922,776円 内訳 公社：5,486,835円 区：8,435,941円

会議等開催状況

理事会

年月日	議 題	結 果
令和4年第2回 R4.6.7	1 令和3年度事業報告及び決算報告 2 令和4年第2回評議員会の招集について 3 理事候補者の選任案について 4 評議員候補者の推薦について 5 評議員選定委員会委員の選任について 6 事業報告等に係る提出書類について	可 決
	1 職務執行状況の報告 2 評議員会報告 3 基本財産の運用に伴う債券の購入について 4 令和5年度に向けた事業体系及び組織の変更案について	報 告
令和4年第3回 R4.6.24	1 代表理事（理事長）の選定について	書面による決議
令和4年第4回 R4.7.28	1 令和4年第3回評議員会の招集について 2 理事候補者の選任案について 3 評議員候補者の推薦について 4 評議員選定委員会委員の選定について	書面による決議
令和4年第5回 R4.11.15	1 令和5年度事業計画 2 令和5年度収支予算 3 令和5年度資金調達及び設備投資の見込みについて 4 東京都への変更認定申請書の提出について 5 勤労者福利共済事業運営協議会委員の選任について 6 令和4年第4回評議員会の招集について	可 決
	1 職務執行状況の報告について 2 令和4年度予算執行状況及び執行見込みについて 3 評議員会報告について	報 告
令和5年第1回 R5.2.17	1 経営計画2025 2 特定費用準備資金の設定について 3 令和5年第1回評議員会の招集について	可 決
	1 公益法人認定申請（変更認定）の認定について 2 板橋区勤労者福利共済事業について 3 東京グリーンボンドの運用実績及び新規運用開始について 4 評議員会報告について	報 告
令和5年第2回 R5.3.27	1 事務局長の任命について	書面による決議

評議員会

年月日	議 題	結 果
令和4年第2回 R4.6.24	1 理事の選任について 2 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書） および財産目録の承認について	可 決
	1 令和4年第2回理事会について 2 令和3年度事業報告及び決算報告 3 評議員選定委員会の開催及び議決内容について 4 令和5年度に向けた事業体系及び組織の変更案について	報 告
令和4年第3回 R4.8.19	1 理事の選任について	書面による決議
令和4年第4回 R4.11.21	1 令和4年第3～5回理事会について 2 令和5年度事業計画 3 令和5年度収支予算 4 令和5年度資金調達及び設備投資の見込みについて 5 東京都への変更認定申請書の提出について	報 告
令和5年第1回 R5.3.7	1 令和5年第1回理事会について 2 公益法人認定申請（変更認定）の認定について 3 経営計画2025について 4 東京グリーンボンドの運用実績及び新規運用開始について	報 告

評議員選定委員会

年月日	議 題	結 果
R4.6.17	1 議長の互選について 2 評議員の選任について	選 出 選 任
R4.8.4	1 議長の互選について 2 評議員の選任について	選 出 選 任

勤労者福利共済事業運営協議会

年月日	議 題	備 考
R4.6.17	1 委嘱状交付 2 令和3年度勤労者福利共済事業実績報告 3 令和4年度勤労者福利共済事業計画	
R5.2.6	1 令和4年度勤労者福利共済事業実施状況 2 令和5年度勤労者福利共済事業計画（案）	

監事による監査

年月日	監査事項	結 果
R4.5.20	1 令和3年度の業務執行 2 令和3年度の収支決算	承 認

区財政援助団体監査

年月日	監査事項	備 考
R4.9.9	1 区補助金（令和3年度分）に関する監査	

附属明細書

公益財団法人板橋区産業振興公社定款第10条に基づく事業報告の附属明細書については、事業報告において詳細に説明しているため省略する。

決 算 報 告

令和4年度

公益財団法人 板橋区産業振興公社

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	8,914,370	7,070,122	1,844,248
基本財産受取利息	8,914,370	7,070,122	1,844,248
特定資産運用益	8,814	9,042	△ 228
特定資産受取利息	8,814	9,042	△ 228
事業収益	100,189,886	89,433,255	10,756,631
受取入会金	70,800	63,800	7,000
受取会費	36,983,900	37,619,400	△ 635,500
経営支援事業収益	665,000	276,000	389,000
交流推進事業収益	5,438,000	5,678,000	△ 240,000
技術開発事業収益	290,000	290,000	0
勤労者能力開発事業収益	1,157,000	684,000	473,000
福利厚生事業収益	38,546,270	33,096,060	5,450,210
受託事業収益	7,926,626	7,243,370	683,256
信用保証料収益	111,812	133,709	△ 21,897
求償権回収収益	3,260,758	2,285,916	974,842
求償権償却準備金戻入益	3,739,720	1,063,000	2,676,720
代位弁済支払準備金戻入益	2,000,000	1,000,000	1,000,000
受取補助金等	192,543,460	240,684,173	△ 48,140,713
受取区補助金	192,543,460	240,684,173	△ 48,140,713
為替差益	0	3,820,000	△ 3,820,000
為替差益	0	3,820,000	△ 3,820,000
雑収益	17,311,680	2,440,054	14,871,626
受取利息	1,355,079	1,225,753	129,326
雑収益	15,956,601	1,214,301	14,742,300
経常収益計	318,968,210	343,456,646	△ 24,488,436
(2) 経常費用			
事業費	284,500,688	334,570,002	△ 50,069,314
給料手当	34,524,038	35,388,190	△ 864,152
退職給付費用	422,400	353,760	68,640
福利厚生費	15,699,248	15,503,854	195,394
会議費	2,517	3,265	△ 748
旅費交通費	1,815,139	1,762,829	52,310

科 目	当年度	前年度	増減
通信運搬費	2,707,572	2,737,610	△ 30,038
減価償却費	746,130	6,583,227	△ 5,837,097
備品費	162,404	505,901	△ 343,497
消耗品費	1,181,107	1,043,026	138,081
修繕費	0	935	△ 935
印刷製本費	3,233,910	2,789,800	444,110
賃借料	4,350,081	1,902,853	2,447,228
諸謝金	2,870,984	3,777,056	△ 906,072
租税公課	9,300	823,200	△ 813,900
支払負担金	6,381,500	9,433,500	△ 3,052,000
支払助成金	48,064,000	99,739,000	△ 51,675,000
委託費	89,981,485	80,675,154	9,306,331
新聞図書費	169,200	167,763	1,437
支払手数料	735,357	1,067,200	△ 331,843
広報費	5,254,797	9,964,062	△ 4,709,265
表彰費	789,520	672,800	116,720
主催事業費	58,041,912	50,313,697	7,728,215
給付金	6,855,000	8,480,000	△ 1,625,000
支払利息	8,085	183,359	△ 175,274
雑費	495,002	697,961	△ 202,959
管理費	12,579,336	10,598,458	1,980,878
役員報酬	380,000	320,000	60,000
給料手当	747,738	4,142,365	△ 3,394,627
退職給付費用	21,600	98,940	△ 77,340
福利厚生費	1,538,000	2,050,721	△ 512,721
研修費	11,000	27,500	△ 16,500
会議費	1,063	0	1,063
旅費交通費	32,703	109,610	△ 76,907
通信運搬費	96,529	74,922	21,607
減価償却費	88,453	83,752	4,701
備品費	14,608	76,659	△ 62,051
消耗品費	34,301	48,289	△ 13,988
修繕費	0	165	△ 165
印刷製本費	30,747	13,530	17,217
賃借料	722,710	688,435	34,275
保険料	166,050	153,310	12,740
諸謝金	15,000	0	15,000
租税公課	6,400	3,400	3,000
支払負担金	54,000	64,000	△ 10,000

科 目	当年度	前年度	増減
委託費	7,032,984	2,171,100	4,861,884
新聞図書費	72,000	71,720	280
支払手数料	336,149	367,383	△ 31,234
広報費	21,120	19,800	1,320
支払利息	1,181	2,857	△ 1,676
為替差損	1,155,000	0	1,155,000
雑費	0	10,000	△ 10,000
経常費用計	297,080,024	345,168,460	△ 48,088,436
当期経常増減額	21,888,186	△ 1,711,814	23,600,000
当期一般正味財産増減額	21,888,186	△ 1,711,814	23,600,000
一般正味財産期首残高	610,454,438	612,166,252	△ 1,711,814
一般正味財産期末残高	632,342,624	610,454,438	21,888,186
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	3,565,748	2,828,049	737,699
基本財産受取利息	3,565,748	2,828,049	737,699
一般正味財産への振替額	△ 3,565,748	△ 2,828,049	△ 737,699
一般正味財産への振替額	△ 3,565,748	△ 2,828,049	△ 737,699
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	238,360,000	238,360,000	0
指定正味財産期末残高	238,360,000	238,360,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	870,702,624	848,814,438	21,888,186

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	211,987,396	164,585,750	47,401,646
未収金	660,554	603,616	56,938
前払金	1,821,410	3,874,409	△ 2,052,999
棚卸資産	834,540	0	834,540
流動資産合計	215,303,900	169,063,775	46,240,125
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産有価証券	594,411,380	593,692,340	719,040
基本財産普通預金	5,588,620	6,307,660	△ 719,040
基本財産合計	600,000,000	600,000,000	0
(2) 特定資産			
代位弁済準備積立預金	12,500,000	14,500,000	△ 2,000,000
共済事業引当預金	13,500,000	13,500,000	0
供託金積立預金	9,150,000	24,150,000	△ 15,000,000
公社DX推進費用積立資産	12,200,000	0	12,200,000
特定資産合計	47,350,000	52,150,000	△ 4,800,000
(3) その他固定資産			
什器備品	804,425	973,730	△ 169,305
リース資産	0	665,280	△ 665,280
商標権	0	495,000	△ 495,000
求償権	5,486,835	14,433,077	△ 8,946,242
保証債務見返	12,539,000	14,768,000	△ 2,229,000
供託金	850,000	2,850,000	△ 2,000,000
投資有価証券	54,836,660	55,939,820	△ 1,103,160
長期前払費用	2,778,600	0	2,778,600
その他固定資産合計	77,295,520	90,124,907	△ 12,829,387
固定資産合計	724,645,520	742,274,907	△ 17,629,387
資 産 合 計	939,949,420	911,338,682	28,610,738
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	34,087,087	13,239,934	20,847,153
前受金	3,620,000	3,368,500	251,500
預り金	124,169	166,574	△ 42,405
仮受金	831,900	0	831,900
短期リース債務	57,805	1,228,954	△ 1,171,149
未払消費税等	0	761,400	△ 761,400
流動負債合計	38,720,961	18,765,362	19,955,599
2. 固定負債			
代位弁済支払準備金	12,500,000	14,500,000	△ 2,000,000
求償権償却準備金	5,486,835	14,433,077	△ 8,946,242
保証債務	12,539,000	14,768,000	△ 2,229,000
長期リース債務	0	57,805	△ 57,805
固定負債合計	30,525,835	43,758,882	△ 13,233,047
負 債 合 計	69,246,796	62,524,244	6,722,552
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
出捐金	200,000,000	200,000,000	0
民間寄付金	38,360,000	38,360,000	0
指定正味財産合計	238,360,000	238,360,000	0
(うち基本財産への充当額)	(238,360,000)	(238,360,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	632,342,624	610,454,438	21,888,186
(うち基本財産への充当額)	(361,640,000)	(361,640,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(34,850,000)	(37,650,000)	(△ 2,800,000)
正味財産合計	870,702,624	848,814,438	21,888,186
負債及び正味財産合計	939,949,420	911,338,682	28,610,738

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法について

満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)を採用している。

(2) 準備金の計上基準について

ア. 代位弁済支払準備金

代位弁済に充当するための積立預金を代位弁済支払準備金として計上する。

イ. 求償権償却準備金

積立方式は、期末における洗い替え方式による。当年度の求償権残高に3分の1、前年度の残高に3分の2、前々年度以前分残高に3分の3をそれぞれ乗じた額の合計額を準備金として計上する。

求償権償却準備金

(単位：円)

年度	求償権残高	償却金準備率	求償権償却準備金
令和4年度	0	1/3	0
令和3年度	0	2/3	0
令和2年度以前	5,486,835	3/3	5,486,835
小計	5,486,835		5,486,835

(3) 固定資産の減価償却方法について

什器備品・・・定額法によっている。

(4) リース取引の処理方法について

所有権移転外ファイナンスリース取引（一契約当たり300万円超）

売買処理に準じた会計処理により、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産有価証券	593,692,340	719,040		594,411,380
基本財産普通預金	6,307,660		719,040	5,588,620
小計	600,000,000	719,040	719,040	600,000,000
特定資産				
代位弁済準備積立預金	14,500,000		2,000,000	12,500,000
共済事業引当預金	13,500,000			13,500,000
供託金積立預金	24,150,000	2,000,000	17,000,000	9,150,000
公社DX推進費用積立資産	0	12,200,000		12,200,000
小計	52,150,000	14,200,000	19,000,000	47,350,000
合計	652,150,000	14,919,040	19,719,040	647,350,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
基本財産有価証券	594,411,380	(238,360,000)	(356,051,380)	()
基本財産普通預金	5,588,620	()	(5,588,620)	()
小計	600,000,000	(238,360,000)	(361,640,000)	(0)
特定資産				
代位弁済準備積立預金	12,500,000	()	()	(12,500,000)
共済事業引当預金	13,500,000	()	(13,500,000)	()
供託金積立預金	9,150,000	()	(9,150,000)	()
公社DX推進費用積立資産	12,200,000	()	(12,200,000)	()
小計	47,350,000	(0)	(34,850,000)	(12,500,000)
合計	647,350,000	(238,360,000)	(396,490,000)	(12,500,000)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	4,028,962	3,224,537	804,425
合計	4,028,962	3,224,537	804,425

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
基本財産			
第10回 利付国債 (30年)	95,063,100	106,450,000	11,386,900
第62回 利付国債 (20年)	99,963,340	100,210,000	246,660
政府保証第174回 日本高速道路保有債務返済機構債券	99,680,500	111,280,000	11,599,500
政府保証第178回 日本高速道路保有債務返済機構債券	99,783,010	111,000,000	11,216,990
第146回 福岡北九州高速道路債券	99,921,430	99,880,000	△ 41,430
GSFCIクレジットリンク債	100,000,000	101,130,000	1,130,000
小計	594,411,380	629,950,000	35,538,620
その他固定資産			
投資有価証券			
第10回 利付国債 (30年)	9,981,660	11,177,250	1,195,590
東京グリーンボンド(外貨)	44,845,000	44,253,046	△ 591,954
小計	54,826,660	55,430,296	603,636
合計	649,238,040	685,380,296	36,142,256

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
区補助金収入	板橋区	0	192,543,460	192,543,460	0	一般正味財産
合計		0	192,543,460	192,543,460	0	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	金額
経常収益への振替額	
基本財産有価証券受取利息の振替額	3,278,132
基本財産有価証券償却原価法による差額の振替額	287,616
合計	3,565,748

基本財産有価証券受取利息への振替額及び基本財産有価証券償却原価法による差額の振替額については、基本財産600,000,000円の受取利息のうち、指定正味財産238,360,000円(基本財産総額の約40%相当分)に相当する額を按分して振り替えるものとする。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細について、財務諸表の注記2「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため、記載を省略している。

財産目録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額		
(流動資産)					
現金預金	現金	板橋区情報処理センター保管	手許資金として使用している。	50,000	
		ハイライフプラザいたばし保管	手許資金として使用している。	340,000	
	当座預金	みずほ銀行 板橋支店	信用保証事業(他2事業)に関する口座として使用している。	10,000	
		普通預金	みずほ銀行 板橋支店 (事務費)	運転資金口座として使用している。	34,192,907
	東京信用金庫 板橋支店 (事務費)		運転資金口座として使用している。	20,709,367	
	みずほ銀行 板橋支店 (共通口座)		運転資金口座として使用している。	6,820,168	
	ゆうちょ銀行		郵便振替口座として使用している。	19,000	
	みずほ銀行 板橋支店 (事業費)		勤労者福祉事業(公益目的事業)等に関する口座として使用している。	22,508,616	
	きらぼし銀行 板橋支店 (事業費)		勤労者福祉事業(公益目的事業)等に関する口座として使用している。	67,291,934	
	きらぼし銀行 板橋支店 (管理費)		勤労者福祉事業(公益目的事業)等に関する口座として使用している。	734,846	
	みずほ銀行 板橋支店 (回収金)		信用保証事業(他2事業)に関する口座として使用している。	6,991,600	
	みずほ銀行 板橋支店 (保証料)		信用保証事業(他2事業)に関する口座として使用している。	3,137,969	
	ゆうちょ銀行 (回収金)		信用保証事業(他2事業)に関する口座として使用している。	1,602,921	
	西京信用金庫 大山支店		運転資金口座として使用している。	77,455	
	大和ネクスト銀行 ダイコク支店		運転資金口座として使用している。	613	
	定期預金		東京信用金庫 板橋支店	運転資金口座として使用している。	17,500,000
			巢鴨信用金庫 板橋支店	運転資金口座として使用している。	10,000,000
		西京信用金庫 大山支店	運転資金口座として使用している。	20,000,000	
	未収金	板橋区	受託事業(他1事業)に関する未収金等である。	660,554	
	前払金		公益目的事業他	1,821,410	
	棚卸資産		公益目的事業	834,540	
	流動資産合計			215,303,900	
	(固定資産)				
基本財産	有価証券	第10回 利付国債(30年)	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	95,063,100	
		第62回 利付国債(20年)	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	99,963,340	
		政府保証第174回 日本高速道路保有債務返済機構債券	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	99,680,500	
		政府保証第178回 日本高速道路保有債務返済機構債券	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	99,783,010	
		第146回 福岡北九州高速道路債券	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	99,921,430	
		GSFCIクレジットリンク債	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	100,000,000	
	普通預金	巢鴨信用金庫 板橋支店	運用益を管理運営のための財源として充てるために使用している。	5,588,620	
特定資産	代位弁済準備積立預金	西京信用金庫 大山支店 定期預金	代位弁済(他2事業)のための財源として使用している。	10,000,000	
		東京信用金庫 板橋支店 定期預金	代位弁済(他2事業)のための財源として使用している。	2,500,000	
	共済事業引当預金	東京信用金庫 板橋支店 定期預金	公益目的事業等(共済事業)のための財源として使用している。	13,500,000	
	供託金積立預金	みずほ銀行 板橋支店 普通預金	供託金(他2事業)のための財源として使用している。	9,150,000	
	公社DX推進費用積立資産	東京信用金庫 板橋支店 普通預金	各種システム改修・保守費用に備えるための特定費用準備資金である。	12,200,000	

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
その他固定資産	什器備品	セキュリティ機器他（本部）	事業及び管理に使用している共用資産である。	680,416
		セキュリティ機器他（ハイライフ）	公益目的事業及び給付事業（他3事業）に使用している資産である。	124,009
	求償権	8件	信用保証事業(他2事業)に係る債権である。	5,486,835
	保証債務見返	9件	信用保証事業(他2事業)に係る保証債務残高である。	12,539,000
	供託金	1件	信用保証事業(他2事業)に関して、供託している金額である。	850,000
	投資有価証券	第10回 利付国債(30年)		9,981,660
		東京グリーンbond(外貨)		44,845,000
		中央労働金庫		10,000
	長期前払費用	資産の真借に伴って支出する費用	事業及び管理に使用している共用資産である。	1,228,700
資産の真借に伴って支出する費用		公益目的事業及び給付事業（他3事業）に使用している資産である。	1,549,900	
固定資産合計				724,645,520
資産合計				939,949,420
(流動負債)	未払金		委託料・未払社会保険料等である。	9,847,547
		板橋区補助金返還金額	板橋区へ返還予定の補助金金額である。	24,239,540
	前受金	事業前受金	公益目的事業の前受金である。	3,620,000
	預り金		源泉所得税・預かり社会保険料等である。	124,169
	仮受金		信用保証関係	831,900
	短期リース債務	三菱HCビジネスリース株式会社	PC等に係る1年内返済予定のリース債務である。	57,805
流動負債合計				38,720,961
(固定負債)	代位弁済支払準備金		代位弁済(他2事業)のための準備金である。	12,500,000
	求償権償却準備金	8件	求償権償却(他2事業)のための準備金である。	5,486,835
	保証債務	9件	信用保証事業(他2事業)に係る保証債務残高である。	12,539,000
固定負債合計				30,525,835
負債合計				69,246,796
正味財産				870,702,624

令和5年5月19日

公益財団法人板橋区産業振興公社
理事長 坂本 健 様

公益財団法人板橋区産業振興公社

監 事 浦 田 秀 明

監 事 亀 石 浩 司

監査結果について

本日実施した監査結果について、下記のとおり通知します。

記

1 日 時

令和5年5月19日（金）

2 監査対象

令和4年度の業務執行及び収支決算に関すること。

3 監査方法の概要

- (1) 業務監査について、業務の報告を徴取し、関連書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 会計検査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて財務諸表の正当性を検討した。

4 監査意見

- (1) 事業報告書の内容は事実であると認める。
- (2) 貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財政状況を正しく示していると認める。
- (3) 理事の執務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実はないと認める。

以上

事業計画・収支予算

令和5年度

公益財団法人 板橋区産業振興公社

令和5年度事業計画

事業名	1 中小企業及び中小企業勤労者等の調査・研究・情報発信に関する事業		
事業区分 (定款)	1号事業 調査研究、情報発信に関する事業	事業費 (予算)	19,008 千円
事業目的			
区内で事業展開する事業者や区民を対象に、産業情報を周知するとともに、国や都の調査のみでは把握が難しい板橋区域内的の産業情報を収集し、地域を活性化させることを目的とする。			
(1)産業情報収集及び提供事業		19,008 千円	
①産業データベースの運用事業		事業費(予算)	1,100 千円
概要	企業情報の収集及び企業検索サイト「産業データベース」を運用		
	ア. 産業データベースの運用		
②普及宣伝事業		事業費(予算)	17,908 千円
概要	中小企業の支援に関する情報及び区内企業の発信や、福利厚生事業等の普及促進を行う入会促進活動・広告掲載等を実施		
	ア. 「産業情報ニュース」、「サポートガイド」等の産業情報紙の発行		
	イ. メールマガジンの配信		
	ウ. SNSやホームページによる産業情報及び企業紹介の配信		
	エ. Itabashi Quality製品展示の実施		
	オ. 魅力発信ガイドの作成		
	カ. 「共済ニュース」の発行		
	キ. 「利用ガイドブック」の発行		
	ク. 専門紙への事業紹介等による周知活動		
	ケ. 入会促進活動の実施		
	コ. 広告掲載等による普及促進活動		

事業名	2 中小企業のための経営支援事業		
事業区分 (定款)	2号事業	経営支援に関する事業	事業費 (予算)
	3号事業	取引拡大・交流推進に関する事業	
	4号事業	技術開発支援に関する事業	
147,132 千円			

事業目的

区内中小事業者や創業希望者を主な対象に、専門知識の習得や助成・補助等の支援を通じて、地域産業を振興し、地域を活性化することを目的とする。

(1) ハンズオン（伴走型支援）事業 35,743 千円

①ビジネスサポート事業	事業費(予算)	34,115 千円
-------------	---------	-----------

概要	多様な経営課題を支援するため、個別課題に応じた専門家による相談を実施する。	
	ア. 専門家派遣事業	
	イ. BCP策定支援事業	
	ウ. ビジネスチャンス開拓支援事業	
	エ. 産業デザイン支援事業	
	オ. ワンストップ相談事業	

②テクニカルサポート事業	事業費(予算)	1,628 千円
--------------	---------	----------

概要	技術的課題の解決を支援するため、個別課題に応じた専門家による助言を実施する。	
	ア. 産学公連携アドバイザー事業	
	イ. 医工連携アドバイザー事業	
	ウ. ソリューションスタッフ事業	

(2) 助成・補助事業 80,826 千円

①新製品・新技術開発支援事業	事業費(予算)	21,674 千円
----------------	---------	-----------

概要	企業の技術革新・技術開発等を支援するための助成・補助事業を実施する。	
	ア. 開発チャレンジ補助金	
	イ. 産学公連携開発支援事業助成金	
	ウ. 公設試験研究機関等利用助成金	
	エ. 医療機器製造業等登録手数料補助金	

②持続化支援事業	事業費(予算)	16,947 千円
----------	---------	-----------

概要	企業の持続化を支援するための助成・補助事業を実施する。	
	ア. 展示会等出展支援助成金	
	イ. 販売促進・営業活動促進支援助成金	

③経営基盤強化支援事業		事業費(予算)	39,867 千円
概要	企業の技術革新・技術開発等を支援するための助成・補助事業を実施する。		
	ア. 権利認証取得補助金		
	イ. ビジネス環境適応事業助成金		
ウ. デジタル環境構築補助金			

④企業間連携促進事業		事業費(予算)	2,000 千円
概要	企業間の連携促進を支援するための助成・補助事業を実施する。		
	ア. 魅力ある個店の連携支援補助金		

⑤助成・補助事業諸経費		事業費(予算)	338 千円
--------------------	--	---------	--------

(3) 販路開拓支援事業 30,563 千円

①連携イノベーション支援事業		事業費(予算)	2,200 千円
概要	企業間の連携を促進する事業を実施する。		
	ア. 魅力ある個店の創出・発掘セミナー		

②専門展示会等出展事業		事業費(予算)	25,223 千円
概要	区内企業の特徴ある製品・商品・技術等を国内外に周知するために展示会等に出展する。		
	ア. ものづくり専門展示会		
	イ. 光学系展示会		
	ウ. BtoC専門展示会		
	エ. 医療系専門展示会		
	オ. 新産業分野展示会		

③商談会事業		事業費(予算)	2,360 千円
概要	区内企業を主な対象とした商談会を実施する。		
	ア. ものづくり企業商談会		

④交流促進事業		事業費(予算)	780 千円
概要	新ビジネス・イノベーション創出を支援するための交流促進事業を実施する。		
	ア. 交流会事業		

事業名	3 中小企業及び中小企業勤労者等の人材確保・育成に関する事業		
事業区分 (定款)	5号事業 人材の確保・育成に関する事業	事業費 (予算)	3,624 千円
事業目的			
区内在住・在勤・在学の勤労者や経営者等を対象とした人材育成や中小企業の課題解決等を支援する事業を実施する。			
(1)人材確保・育成支援事業		3,624 千円	
①創業支援事業		事業費(予算)	1,312 千円
概要	区内で創業予定または創業間もない事業者を対象としたセミナーを実施する。		
	ア. 実践型創業マスタースクール		
②勤労者能力開発事業		事業費(予算)	1,546 千円
概要	区内在住・在勤・在学の勤労者等を対象としたキャリアアップ講座を実施する。		
	ア. 宅地建物取引士講座		
	イ. ファイナンシャルプランナー3級講座		
	ウ. 日商簿記3級講座		
	エ. ITパスポート講座		
③ビジネスセミナー		事業費(予算)	766 千円
概要	中小企業の課題解決等を支援するセミナーや講座を実施する。		
	ア. 各種セミナー		

事業名	4 中小企業勤労者等のための勤労者福祉増進事業		
事業区分 (定款)	6号事業 勤労者福祉の増進に関する事業	事業費 (予算)	78,428 千円

事業目的

区内在住・在勤の勤労者等の経営基盤の確立・生活安定の支援を目的とし、低利な融資斡旋事業や指定店事業を実施する。

(1) 勤労者福利共済事業（公益目的事業） 69,428 千円

①生活安定事業		事業費(予算)	0 千円
概要	生活安定を目的とした各種事業を実施する。		
	ア. 融資斡旋事業		
	イ. 指定店事業		

②健康維持増進事業		事業費(予算)	3,079 千円
概要	健康増進を目的とした各種事業を実施する。		
	ア. 健康・スポーツ施設利用事業		

③余暇活動に関する事業		事業費(予算)	66,349 千円
概要	余暇活動を推進する各種事業を実施する。		
	ア. 自己啓発事業		
	イ. 宿泊施設利用事業		
	ウ. 文化教養活動事業		
	エ. 遊園施設等利用事業		
	オ. チケット割引斡旋事業		
	カ. レクリエーション事業		

(2) 給付事業（他3事業） 9,000 千円

①給付事業		事業費(予算)	9,000 千円
概要	生活安定事業の一環として慶弔給付金等を支給する。		
	ア. 各種祝い金等		

事業名	5 信用保証に関する事業		
事業区分 (定款)	7号事業 信用保証に関する事業	事業費 (予算)	3,425 千円
事業目的			
平成16年3月まで実施していた板橋区斡旋の融資に対する信用保証について、債務保証等を行うことで中小企業の支援を行う。			
(1)信用保証事業			3,425 千円
	①信用保証	事業費(予算)	3,425 千円
概要	中小企業融資の保証債務及び求償権債権の管理を行う。		
	ア. 求償権債権等の回収業務		
	イ. 信用保証条件の変更・保証債務の代位弁済		

事業名	6 他法人等から受託する事業		
事業区分 (定款)	8号事業 他法人等から受託する事業	事業費 (予算)	8,538 千円
事業目的			
勤労者福利厚生事業の受付業務と区立ハイライフプラザの貸館手続業務を併せて実施することで業務の効率化を図る。			
(1)板橋区立ハイライフプラザの受付受託事業			8,538 千円
	①窓口業務	事業費(予算)	8,538 千円
概要	産業活動を担う勤労者の福利向上に寄与するため施設の管理運営を行う。		
	ア. 窓口受託事業		

事業名	7 その他公社の目的を達成するために必要な事業		
事業区分 (定款)	9号事業 その他必要な事業	事業費 (予算)	100 千円
事業目的			
その他必要な事業を実施することで、地域産業の活性化に寄与する。			
(1)他団体主催事業への後援・協賛			100 千円
	①他団体への協力	事業費(予算)	100 千円
概要	区内産業団体等の主催事業に協力し、事業目的の達成を側面支援する。		
	ア. 各種事業後援等		

収支予算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	9,865,000	7,075,000	2,790,000
基本財産受取利息	9,865,000	7,075,000	2,790,000
特定資産運用益	10,000	10,000	0
特定資産受取利息	10,000	10,000	0
事業収益	98,571,000	97,641,000	930,000
受取入会金	90,000	90,000	0
受取会費	38,850,000	38,850,000	0
経営支援事業収益	0	380,000	△ 380,000
交流推進事業収益	0	7,144,000	△ 7,144,000
技術開発事業収益	0	290,000	△ 290,000
勤労者能力開発事業収益	0	1,620,000	△ 1,620,000
ハンズオン（伴走型支援）事業収益	100,000	0	100,000
販路開拓支援事業収益	5,622,000	0	5,622,000
人材確保・育成支援事業収益	3,020,000	0	3,020,000
福利厚生事業収益	39,256,000	37,232,000	2,024,000
受託事業収益	8,162,000	7,927,000	235,000
信用保証料収益	91,000	108,000	△ 17,000
求償権回収収益	1,600,000	1,200,000	400,000
求償権償却準備金戻入益	780,000	1,800,000	△ 1,020,000
代位弁済支払準備金戻入益	1,000,000	1,000,000	0
受取補助金等	224,158,000	216,783,000	7,375,000
受取補助金	224,158,000	216,783,000	7,375,000
受取寄付金	3,000	3,000	0
受取寄付金	3,000	3,000	0
雑収益	2,160,000	1,970,000	190,000
受取利息	1,220,000	1,150,000	70,000
雑収益	940,000	820,000	120,000
経常収益計	334,767,000	323,482,000	11,285,000
(2) 経常費用			
事業費	329,001,655	326,738,060	2,263,595
給料手当	41,005,400	35,041,200	5,964,200
退職給付費用	422,400	422,400	0
福利厚生費	15,712,850	17,912,660	△ 2,199,810
会議費	39,000	64,000	△ 25,000
旅費交通費	2,263,000	2,337,000	△ 74,000

(単位：円)

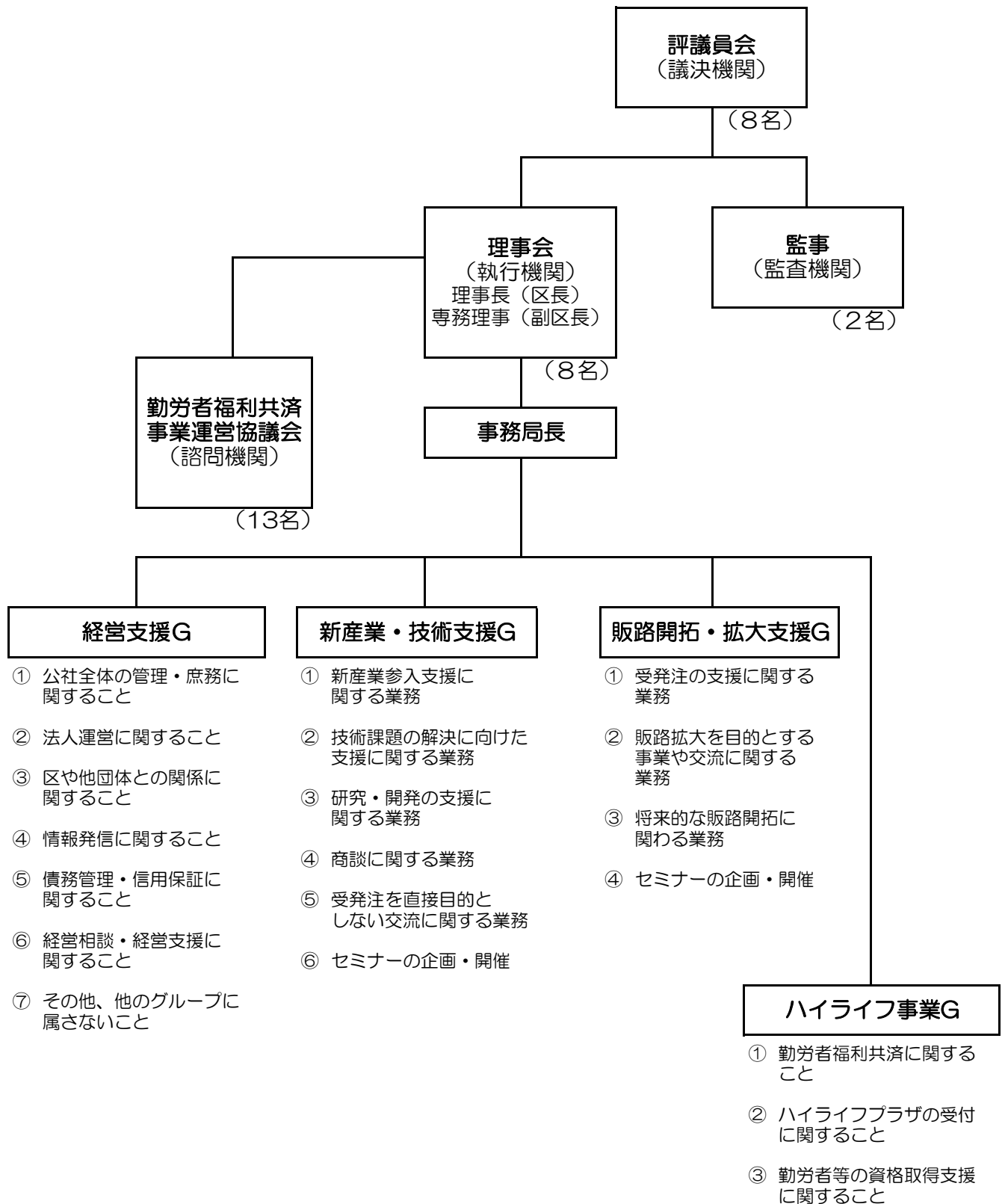
科 目	当年度	前年度	増減
通信運搬費	4,022,650	4,144,800	△ 122,150
減価償却費	3,380,204	681,800	2,698,404
備品費	266,000	85,000	181,000
消耗品費	1,533,300	1,548,500	△ 15,200
印刷製本費	2,921,720	4,641,400	△ 1,719,680
賃借料	2,673,920	5,257,150	△ 2,583,230
諸謝金	2,368,000	5,131,000	△ 2,763,000
租税公課	800,000	35,000	765,000
支払負担金	14,033,000	10,444,000	3,589,000
支払助成金	75,003,000	57,550,000	17,453,000
委託費	73,537,240	98,719,800	△ 25,182,560
新聞図書費	169,000	169,000	0
支払手数料	1,138,220	1,164,900	△ 26,680
広報費	8,478,500	9,041,500	△ 563,000
表彰費	0	979,000	△ 979,000
主催事業費	69,428,000	62,294,000	7,134,000
給付金	9,000,000	9,000,000	0
求償権回収金支払費用	1,000	1,000	0
信用保証料返戻費用	1,000	1,000	0
支払利息	428,271	5,950	422,321
雑費	375,980	66,000	309,980
管理費	13,505,207	10,865,940	2,639,267
役員報酬	350,000	380,000	△ 30,000
給料手当	4,564,600	3,504,800	1,059,800
退職給付費用	93,600	69,600	24,000
福利厚生費	2,323,150	2,077,340	245,810
研修費	200,000	200,000	0
会議費	60,000	60,000	0
旅費交通費	158,000	176,000	△ 18,000
通信運搬費	190,350	76,200	114,150
減価償却費	8,407	103,200	△ 94,793
備品費	34,000	15,000	19,000
消耗品費	69,700	61,500	8,200
印刷製本費	31,280	27,600	3,680
賃借料	1,476,080	759,850	716,230
保険料	166,000	153,000	13,000
諸謝金	30,000	30,000	0
租税公課	40,000	30,000	10,000
支払負担金	64,000	64,000	0
委託費	3,071,760	2,520,200	551,560
新聞図書費	132,000	132,000	0

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
支払手数料	379,780	367,100	12,680
広報費	42,500	37,500	5,000
支払利息	0	1,050	△ 1,050
雑費	20,000	20,000	0
経常費用計	342,506,862	337,604,000	4,902,862
当期経常増減額	△ 7,739,862	△ 14,122,000	6,382,138
当期一般正味財産増減額	△ 7,739,862	△ 14,122,000	6,382,138
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	3,946,000	2,830,000	1,116,000
基本財産受取利息	3,946,000	2,830,000	1,116,000
一般正味財産への振替額	△ 3,946,000	△ 2,830,000	△ 1,116,000
一般正味財産への振替額	△ 3,946,000	△ 2,830,000	△ 1,116,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0

資 料

公社組織図及び事務分掌



公益財団法人板橋区産業振興公社理事・監事名簿

令和5年7月19日現在

役 職	氏 名	備 考
理事長	(理事) 坂本 健	板橋区長
専務理事	尾科善彦	板橋区副区長
理事	鈴木 孝	一般社団法人板橋産業連合会副会長
理事	吉田和雄	板橋区商店街連合会編集長
理事	佐藤勝也	東京商工会議所板橋支部 交通運輸分科会長
理事	宇埜康平	(株)日本政策金融公庫 板橋支店長兼国民生活事業統轄
理事	佐藤知正	東京大学大学院名誉教授
理事	大湊 満	元凸版印刷(株)相談役
監事	(監事) 武居弘市	公益社団法人板橋法人会副会長
監事	亀石浩司	税理士

公益財団法人板橋区産業振興公社評議員名簿

令和5年7月19日現在

役 職	氏 名	備 考
評議員	(産業界代表) 大島隆夫	一般社団法人板橋産業連合会会長
評議員	斉藤得弥	板橋区商店街連合会会長
評議員	岩月宏昌	東京商工会議所板橋支部会長
評議員	(金融機関代表) 二瓶克博	巣鴨信用金庫理事長
会長	(板橋区議会代表) 田中康智	板橋区議会議長
評議員	荒川苗穂	板橋区議会区民環境委員会副委員長
評議員	(板橋区代表) 平岩俊二	板橋区産業経済部長
評議員	家田彩子	板橋区産業経済部産業振興課長

公益財団法人板橋区産業振興公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人板橋区産業振興公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都板橋区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、板橋区が産業集積地として発展を続けるために、区内事業者の継続的な経営革新の支援及び中小企業勤労者福祉の向上等を通じ、地域産業を活性化し、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 板橋区の産業振興を図るための調査研究、情報発信に関する事業
- (2) 板橋区の事業者の経営支援に関する事業
- (3) 板橋区の事業者の取引拡大・交流推進に関する事業
- (4) 板橋区の事業者の技術開発支援に関する事業
- (5) 事業者の人材の確保・育成に関する事業
- (6) 中小企業勤労者福祉の増進に関する事業
- (7) 信用保証に関する事業
- (8) 上記事業に関連する範囲で、他法人等から受託する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行なうものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、第4条に規定する事業を行なうために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(株式の議決権行使)

第6条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

(剰余金の分配)

第7条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容について報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員7名以上13名以内を置く。

2 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはな

らない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会で行なう。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員3名の計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が650,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行なうために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準には、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成及び評議員会会長)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会会長は、評議員の互選により定める。

3 評議員会会長は、評議員会で議長を務める。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事に対する報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する他、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には議長及び出席した評議員の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

(評議員会の報告の省略)

第23条 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第6章 役員

(役員の数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が、理事総数（現在数）の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
（理事の職務及び権限）

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

（役員報酬等）

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行なうために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事長を理事会の議長とする。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行なう。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告については、適用しない。

(諮問機関)

第37条 この法人に、第4条第6号の事業運営に関する諮問機関として、勤労者福利共済事業運営協議会を置く。

2 前項の協議会は、10名以上17名以内の諮問委員で構成され、理事会において選任・解任される。

3 第1項の協議会は、理事長の諮問に基づいて、第4条第6号の適切な事業運営及び改善に対し、理事長に参考意見を提出する。

4 第1項の議事の運営の細則及び諮問委員への報酬等は、理事会において定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定取り消しに伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は電子公告とする。

2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 この法人に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の承認を得て理事長が任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及びその他必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

第11章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行なったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、坂本健とする。

公益財団法人板橋区産業振興公社

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人板橋区産業振興公社（以下、「公社」という。）の役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 常勤理事 理事のうち、公社に常時勤務する者をいう。なお、常時勤務とは週4日以上公社で勤務する者とする。
- (4) 非常勤役員等 役員等のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、この規程の定めるところにより、役員等の職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、板橋区及び板橋区の出資する団体に勤務し、報酬等を支給される役員等に対しては、報酬等及び第5条に定める手当を支給しない。

(報酬表)

第4条 報酬は、別表第1及び別表第2に定める報酬表による。ただし、監事が決算にかかる監査の業務に従事するときは、別表第3を上限として適用するものとする。

(報酬等の支払)

第5条 報酬等は、現金で直接役員等に支払うものとする。ただし、役員等から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

2 前項の報酬等の支払の際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により報酬等から控除する金額があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤理事の報酬等（期末手当を除く。）及び費用の支給日は、毎月15日とする。ただし、15日が、日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第 178 号) に定める休日という。以下この項において同じ。) に当たるときは、15 日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、災害その他の事由により前項の支給日に支給することができないと認められた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当)

第7条 常勤理事には、期末手当を支給する。

2 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下本条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する常勤理事に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した役員等についてもまた同様とする。期末手当の支給日は、基準日が3月1日のものは3月15日、6月1日のものは6月30日、12月1日のものは12月10日とする。

3 前項に定める支給日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、第6条第1項ただし書きの例による。

4 期末手当の額は、役員等の報酬等月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額とする。

(旅費)

第8条 役員等が出張するときは、旅費を支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、次に掲げる常勤理事に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする常勤理事(交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が認める常勤理事以外の常勤理事であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(2) 通勤のために自転車その他の交通の用具で理事長が定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする常勤理事((自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める常勤理事以外の常勤理事であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる常勤理事を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする常勤理事(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認める常勤理事以外の役員等であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる役員等の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前号第1号に掲げる常勤理事 理事長が定めるところにより算出したその者の支給対象期間(6箇月を超えない範囲内で理事長が定める期間をいう。以下同じ。)の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数(以下「支給月数」という。)で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる役員等 別表第4に掲げる役員等の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる役員等 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額を支給月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円に当該支給月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当を支給される役員等につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該役員等に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(非常勤役員等)

第10条 非常勤役員等に対する報酬及び旅費は、職務遂行の都度、現金(振込)により支給する。

附 則

1 この規程は、公益財団法人板橋区産業振興公社の移行登記日から施行する。

別表第1

適用者	報酬月額
常勤理事	420,500 円

別表第2

適用者	報酬日額
非常勤理事	10,000 円
非常勤監事	10,000 円
評議員	10,000 円

別表第3

適用者	報酬額
非常勤監事	監査業務 1 回あたり 50,000 円

別表第4

自転車等を使用する役員の通勤手当月額表

職員の区分	1	2 以外の職員	2
自転車等の片道の使用距離の区分			身体に障がいをもつ職員で理事長により通勤が困難であると認められるもの
5キロメートル未満		2,600 円	3,900 円
5キロメートル以上 10キロメートル未満		3,000 円	5,300 円
10キロメートル以上 15キロメートル未満		5,000 円	8,100 円
15キロメートル以上 20キロメートル未満		7,000 円	10,900 円
20キロメートル以上 25キロメートル未満		9,000 円	13,700 円
25キロメートル以上 30キロメートル未満		11,000 円	16,500 円
30キロメートル以上 35キロメートル未満		11,000 円	19,300 円
35キロメートル以上 40キロメートル未満		13,000 円	22,100 円
40キロメートル以上		13,000 円	24,900 円

公社沿革

2022年度 (令和4年度)	• 公益認定変更届出
2021年度 (令和3年度)	• 産業見本市のハイブリット開催
2020年度 (令和2年度)	• 企業サポートコーディネーターを増員(3名→5名)
2019年度 (平成31年度)	• 板橋区産業情報ガイドブック「やるね板橋」を発行
2018年度 (平成30年度)	• 企業サポートコーディネーターを設置 • 医療機器製造業等登録手数料補助金開始
2017年度 (平成29年度)	• 勤労者能力開発講座ビジネス実務法務開始 • 製造業調査実施
2016年度 (平成28年度)	• 産業見本市20周年 記念誌の作成
2015年度 (平成27年度)	• MEDTEC 出展開始 • Navigator2016 発行 • 公設試験研究機関施設利用助成金開始 • 勤労者能力開発講座ファイナンシャルプランナー3級開始
2014年度 (平成26年度)	• 企業サポートマネージャーを設置 • OPIE 出展開始 • 産学公連携助成金開始 • 板橋区簡易型BCP開始 • 製造業調査実施
2013年度 (平成25年度)	• ミラサポに板橋・北 企業活性化支援ネットワークの代表機関として登録 • Navigator2014 発行
2012年度 (平成24年度)	• 公益財団法人化
2002年度 (平成14年度)	• 産業データベース構築
2001年度 (平成13年度)	• ハイライフプラザいたばしオープン
1985年度 (昭和60年度)	• ハイライフ勤労者福利共済制度開始
1977年度 (昭和52年度)	• 財団法人中小企業振興公社設立



ITABASHI Quality®

～世界に誇るメイド・イン・イタバシ～

公益財団法人 板橋区産業振興公社

〒173-0004 東京都板橋区板橋二丁目 65 番 6 号

TEL 3579-2175 FAX 3963-6441